



令和2年10月13日（火） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
感染症対策推進課	検査対策係	三浦 康喜	内線 3849 代表 058-272-1111 FAX 058-278-2624
	感染症対策 第一係	居波 由紀子	内線 2543 代表 058-272-1111 FAX 058-278-2624

新型コロナウイルス感染症 新たな診療・検査体制について

県では、今秋以降の季節性インフルエンザの流行期に備え、これまで新型コロナウイルス感染症に対応してきた医療機関に加えて、かかりつけ医等の身近な医療機関を、インフルエンザと新型コロナウイルスの両方の診療・検査を行う「診療・検査医療機関」として指定する手続きを進めてきました。

このたび、インフルエンザの流行期に備えた、新たな診療・検査体制が整いましたので、お知らせします。

記

1 診療・検査医療機関の指定

症状では識別し難い、季節性インフルエンザと新型コロナウイルスとの同時流行に備え、発熱患者等に対し、季節性インフルエンザと新型コロナウイルスの両方の診療と検査を行う医療機関として、県が指定。

○指定医療機関数 412（10月13日時点）

（各圏域の内訳）

岐阜圏域（岐阜市除く）	96
西濃圏域	48
中濃圏域	94
東濃圏域	41
飛騨圏域	33
岐阜市	100
合計	412

※ 各圏域における新型コロナウイルス感染症の拡大の状況やインフルエンザの流行状況等を踏まえ、今後も適宜指定を行うこととしています。

※ 公表を希望された医療機関を、県ホームページに掲載いたします。

2 医療機関への相談・受診方法（10月14日以降）

- ①発熱等の症状が生じた場合、まずは、かかりつけ医等に電話相談
- ②相談先が分からない場合やかかりつけ医では対応できない場合は、「受診・相談センター」（「帰国者・接触者相談センター」から名称変更）へ相談
- ③相談先からの案内（自院への受診案内、他の医療機関を紹介等）に従い受診

3 受診・相談センター

○受付：24時間 ※平日9時から17時以外は電話呼出対応

受診・相談センター	電話番号等	所管区域
岐阜保健所	058-380-3004 FAX:058-371-1233	羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、 本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃保健所	0584-73-1111（内線273） FAX:0584-74-9334	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、 安八郡、揖斐郡
関保健所	0575-33-4011（内線360） FAX:0575-33-4701	関市、美濃市、郡上市
可茂保健所	0574-25-3111（内線358） FAX:0574-28-7162	美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡
東濃保健所	0572-23-1111（内線361） FAX:0572-25-6657	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那保健所	0573-26-1111（内線258） FAX:0573-25-1174	中津川市、恵那市
飛騨保健所	0577-33-1111（内線309） FAX:0577-34-8327	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡
岐阜市保健所	058-252-0393 FAX:058-252-0639	岐阜市